

第3回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年3月5日(火)午後2時00分から午後2時59分

2. 開催場所 八女市役所 205会議室

3. 出席農業委員 (23名)

1番	草場 紀彦	3番	平島 雅夫
4番	久間 絹子	5番	樋口 悦雄
7番	仁田原政美	8番	溝尻 修
10番	今村 嗣範	11番	茅島 澄雄
13番	大坪知美子	14番	中島 秀徳
16番	中村 輝義	17番	城後 公一
19番	小川 哲郎	20番	田村 一彦
22番	川口 隆男	23番	高山 和典
		6番	栗原 英喜
		9番	隈本 俊光
		12番	牛嶋 徹也
		15番	鶉木 利通
		18番	月足 靖彦
		21番	宮園 福夫
		24番	塚本ちゑ子

4. 出席最適化推進委員 (16名)

1番	馬場 康浩	2番	隈本 弘文	4番	牛島由美子
9番	橋山 渡	15番	大坪喜代人	17番	井上 健吾
18番	久木原秀登	21番	松尾 健一	22番	樋口 恵一
25番	堤 政信	28番	古賀 則夫	30番	桁山 忠典
33番	森 義則	35番	塩塚 義治	39番	古庄 秀司
41番	栗原嘉寿秀				

5. 欠席委員 農業委員 (1名)

2番 大久保義治

6. 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案の上程

第4 議案の審議

報告第 4号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

議案第 10号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について

議案第 11号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について

報告第 5号 農地法施行規則第29条の規定による報告について

議案第 12号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について

議案第 13号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

7. 農業委員会事務局職員

局長 牛島 憲治 次長 平島 聡 書記 大久保 隆博

書記 石川 美代子 黒木支所 大淵 剛 立花支所 野中 由利

上陽支所 井上 雅博 星野支所 大塚 治 矢部支所 堀下 洋光

8. 会議の概要

議長 みなさまこんにちは、3月にはいりまして、春本番でございますけれども三寒四温はまだまだ続いております。今日は、雨の合間の良い天気になりました。

本日は、平成31年第3回農業委員会総会を開催いたしましたところ、委員各位には大変お忙しい中にご参集下さいまして、誠にありがとうございました。ただ今より、農業委員会総会を開会いたします。

(議長着席)

議長 日程 第1・会議の成立
ただ今の出席委員の数は農業委員 23名
農地利用最適化推進委員 16名であります。
会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。

議長 日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。

議長 議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、20番 田村一彦委員、21番 宮園福夫委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議がありませんので、そのように決定いたしました。
日程 第3・議案の上程を行います。
事務局をして案件の朗読をいたさせます。

事務局	<p>案件の朗読の前に議案書の訂正をお願いいたします。13ページの議案第12号の番号1につきまして、隣接農地の同意につきまして、有と記載してるものを無への訂正をお願いいたします。（案件朗読）以上でございます。</p>
議長	<p>事務局朗読のとおり、報告2件・議案4件を一括議題といたします。1ページをお願いします。</p>
議長	<p>報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、事務局より通知の説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告については、19件です。解約のあった土地36筆、うち田32筆、畑4筆、面積41,403㎡です。それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により、書類を受理いたしました。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。</p> <p>5ページをお願いします。</p>
議長	<p>議案第10号、農地法第3条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を、最適化推進委員15番 大坪喜代人委員さんにご説明をお願いします。</p>
推進委員 15番	<p>推進委員15番が番号1についてご説明いたします。（議案書朗読）よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>

議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>続いて番号2番を、最適化推進委員1番 馬場康浩委員さんご説明</p>
議 長	<p>をお願いします。</p>
推進委員 1番	<p>推進委員1番が2番についてご説明いたします。(議案書朗読)以上ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>続いて番号3番を、最適化推進委員9番 橋山 渡委員さんご説明</p>
議 長	<p>をお願いします。</p>
推進委員 9番	<p>推進委員9番が3番について説明いたします。(議案書朗読)この土地は空家に付属した土地となっております。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>この土地は空家に付属した土地になりますので、事務局より説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>ご説明します。この案件は、先月の総会の折、空き家に付属した農地として指定いたしました農地に係る所有権移転売買に関するものです。譲受人は、広川町から八女市にご家族とともに移住され、必要な農機具等は、一式所有されており、自家消費程度の野菜の栽培を計画されています。また、取得した農地を5年以上継続して耕作する旨の契約書も添付されています。以上です。</p>

事務局	
議長	<p>地元委員さんと事務局の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて番号4番を、最適化推進委員2番 隈本弘文委員さんご説明をお願いします。</p>
議長	<p>推進委員2番が4番について説明いたします。(議案書朗読) よろしく願いいたします。</p>
推進委員 2番	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p>
議長	<p>ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて番号5番を、最適化推進委員18番 久木原秀登委員さんご説明をお願いします。</p>
議長	<p>推進委員18番が番号5について説明します。(議案書朗読) よろしく願いいたします。</p>
推進委員 18番	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p>
議長	<p>ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>

議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。
議 長	続いて番号6番を、最適化推進委員17番 井上健吾委員さんご説明をお願いします。
推進委員 17番	推進委員17番、6番について説明いたします。（議案書朗読）よろしくをお願いします。
議 長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p> <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	次の番号7番及び6ページの番号8番並びに番号11番は下限面積関連のため一括審議といたします。それでは番号7番及び番号8番を
議 長	農業委員19番 小川哲郎委員さんに、番号11番を最適化推進委員21番 松尾健一委員さんにご説明をお願いします。
農業委員 19番	農業委員19番が7番について説明いたします。（議案書朗読）続きまして8番について説明いたします。（議案書朗読）よろしくお願
推進委員 21番	推進委員21番が11番について説明いたします。（議案書朗読）ご審議よろしくお願
議 長	この案件は、新規就農でありますので事務局より説明をいたさせます。
事務局	<p>ご説明いたします。譲受人は新規営農で米、野菜、きんかん、タケノコ等を作られる予定です。ご実家が農業経営をされており、幼少期から手伝われ、婚姻されてからも農業に携わっておられます。</p> <p>これまでの経験を活かし、米や野菜を主として栽培し、農産物直売所</p>

事務局	での販売を計画されています。以上でございます。
議長	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p> <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて番号9番を、最適化推進委員25番 堤 政信委員さんご説明をお願いします。</p>
議長	<p>推進委員25番が9番について説明します。（議案書朗読）ご審議をよろしく願います。</p>
推進委員 25番	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p>
議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p> <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて番号10番を、最適化推進委員22番 樋口恵一委員さんご説明をお願いします。</p>
議長	<p>推進委員22番が10番について説明いたします。（議案書朗読）ご審議のほどよろしく願います。</p>
推進委員 22番	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p>
議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>

議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>11番は審議済みであります。7ページをお願いします。</p>
議 長	<p>続いて番号12番を、最適化推進委員39番 古庄秀司委員さんご説明をお願いします。</p>
議 長	<p>推進委員39番が12番を説明いたします。(議案書朗読) よろしくをお願いします。</p>
推進委員 39番	<p>地元委員さんと事務局の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>続いて番号13番を、最適化推進委員33番 森 義則委員さんご説明をお願いします。</p>
議 長	<p>推進委員33番が13番についてご説明いたします。(議案書朗読) よろしくお願ひいたします。</p>
推進委員 33番	<p>地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>続いて番号14番を、最適化推進委員41番 栗原嘉寿秀委員さんご説明をお願いします。</p>
議 長	<p>推進委員41番が番号14について説明いたします。(議案書朗読) よろしくお願ひいたします。</p>

推進委員	
41番	<p>地元委員さんの終わりました。質疑を行います。</p>
	<p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p>
議長	<p>ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて番号15番を、農業委員9番 隈本俊光委員さんご説明をお願いします。</p>
議長	<p>農業委員9番が15番について説明いたします。(議案書朗読)よろしくをお願いします。</p>
農業委員	
9番	<p>地元委員さんと事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p>
	<p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p>
議長	<p>ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>8ページをお願いします。</p>
議長	<p>続いて番号16番を、最適化推進委員28番 古賀則夫委員さんご説明をお願いします。</p>
議長	<p>推進委員28番が16番について説明いたします。(議案書朗読)ご審議をよろしくをお願いします。</p>
推進委員	
28番	<p>地元委員さんの終わりました。質疑を行います。</p>
	<p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p>
議長	<p>ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>

	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>続いて番号17番を、農業委員19番 小川哲郎委員さんご説明をお願いします。</p>
議 長	<p>農業委員19番が17番について説明いたします。（議案書朗読）よろしく願いいたします。</p>
農業委員 19番	<p>地元委員さんの終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。10ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第11号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について、事務局より説明いたさせます。</p>
事務局	<p>説明いたします。本案件は、八女市農用地利用集積計画について、今回は、所有権移転の案件が8件でしております。番号1番、（議案書朗読）、番号2番、（議案書朗読）、番号3番、（議案書朗読）番号4番、（議案書朗読）番号5番、（議案書朗読）番号6番、（議案書朗読）番号7番、（議案書朗読）番号8番、（議案書朗読）以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。12ページをお願いします。報告第5号、農地法施行規則第29条の規定による報告について、番号1番を事務局より説明をいたさせます。</p>

議 長 事務局	<p>ご説明いたします。申請地の場所ですが、八女市白木の県道八女・玉名線の旧白木小学校の先の信号を左折し、東へ1.6kmほど進んだ農地になります。（議案書朗読）自作地で隣接農地の同意もあります。以上でございます。</p>
	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。</p> <p>13ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第12号、農地法第4条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明をいたさせます。</p>
議 長 事務局	<p>ご説明いたします。農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。以上でございます。</p>
	<p>続いて、最適化推進委員1番 馬場康浩委員さんご説明をお願いします。</p>
議 長 推進委員 1番	<p>推進委員1番が、1番について説明いたします。場所につきましては、コスモス八女本町店を200mほど西に進んだ農地になります。（議案書朗読）隣接する農地の同意につきましては、理由書をいただいております。水利の承諾はとれており、排水に関しては問題は無いと思います。ご審議方よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>現地調査委員の農業委員8番 溝尻 修委員さんご報告をお願いします。</p> <p>農業委員8番が、1番について説明いたします。2月26日に現地調査を行った結果、生活雑排水については公共下水道により処理されます。雨水等については申請地内に設置される雨水枳を通り、北側及</p>

農業委員 8番	<p>び西側水路へ排水されますので、特段問題はないと確認いたしております。以上でございます。</p>
議長	<p>この案件には、理由書が提出されておりますので、事務局より理由書の朗読及び説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>1番につきまして、理由書を読み上げます。</p> <p>今回の農地法第4条の申請にあたり、申請地には隣接する農地が2筆あり、所有者はいずれも同一です。</p> <p>昨年10月に土地利用計画の説明及び隣接農地の同意、境界立会の承諾をするために、再三にわたり面談の連絡を取っていましたが、隣接農地所有者から面談の承諾を得ることはできませんでした。しかしながら、引き続き連絡を取り続け昨年11月から本申請までの間に4回の面談を行い、土地利用計画の概要等を説明しましたが、隣接農地の同意を得ることはできませんでした。</p> <p>隣接農地については、北東の水路に水口を新設し、申請地内に農業用水路を設置し、今まで同様の水利を確保します。境界については、L型擁壁とコンクリートブロック積み、上部にはメッシュフェンスを設置することで、営農上の支障を及ぼさないようにいたします。</p> <p>なお、本件に関し問題が発生した際は、農業委員会にご迷惑をかけぬよう私が責任を持って解決いたします。</p>
事務局	<p style="text-align: right;">平成31年2月20日 申請者</p> <p>こちらにつきましては、理由書にありましたとおり、申請者が今回の農地法第4条の申請にあたり、隣接農地所有者へ昨年10月から、電話連絡、面談による説明等を繰り返されていますが、隣接農地の同意には至っておりません。</p> <p>この隣接農地の現在の状況といたしましては、地目は田で、所有者が耕作されています。今回、水利につきましては、今まで同様、北東の水路から確保できるよう、新たに既存の高さと同じ水口を設置し、申請地内に農業用水路を設置する計画です。隣接農地との境界については、コンクリートブロック及びL型擁壁を設置し、申請地をフェンスで囲う計画となっております。</p> <p>事務局といたしましては、現在の隣接農地の営農に対しまして、支障を及ぼすことはないかと判断をいたしまして、今回の申請を受け付け</p>

事務局	<p>ております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>地元委員さんの説明・現地調査委員さんの報告及び事務局より理由書の朗読・説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>
議長	<p>(異議なしの声あり)</p>
	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p>
	<p>続いて、番号2番を事務局より説明をいたさせます。</p>
議長	<p>ご説明いたします。農地の区分は、第3種農地と判断します。内容は1番と同じです。以上でございます。</p>
議長	<p>続いて、最適化推進委員15番 大坪喜代人委員さんご説明をお願いします。</p>
事務局	
議長	<p>推進委員15番が、2番について説明いたします。場所につきましては、JAふくおか八女、八女西支店の北東にあたる農地になります。</p>
	<p>(議案書朗読) 隣接する農地の同意もありますし、水利の承諾もとれており、排水に関しても問題は無いと思います。よろしく申し上げます。</p>
推進委員 15番	
	<p>現地調査委員の農業委員8番 溝尻 修委員さんご報告をお願いします。</p>
議長	<p>農業委員8番が、2番について説明いたします。2月26日に現地調査を行った結果、生活雑排水については、合併処理浄化槽により処理され西側水路へ排水されます。雨水につきましては申請地内の雨水枡を通り西側水路へ排水されますので、隣接地への影響等、特段問題</p>
	<p>はないと確認いたしております。以上でございます。</p>
農業委員 8番	
	<p>地元委員さんの説明・現地調査委員さんの報告が終わりました。質</p>

<p>農業委員 8 番 議 長</p>	<p>疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて、番号 3 番を事務局より説明をいたさせます。</p>
<p>議 長 議 長</p>	<p>ご説明いたします。農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない農地であり、第 2 種農地と判断します。以上でございます。</p>
<p>事務局</p>	<p>続いて、最適化推進委員 3 0 番 桁山忠典委員さんご説明をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>推進委員 3 0 番が 3 番について説明いたします。申請地は、黒木町笠原のホタル橋を渡り、約 2 k m 進んだ小川内集落内の天満宮の北側の農地です。(議案書朗読) 隣接農地も申請人の所有地であり問題ないと確認しています。よろしく申し上げます。</p>
<p>推進委員 3 0 番</p>	<p>現地調査委員の農業委員 1 1 番 茅島澄雄委員さんご報告をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>農業委員 1 1 番が、3 番について説明いたします。2 月 2 6 日に現地調査を行いました。現地調査の結果、雨水排水は自然流下であり、問題ないと確認しております。 よろしく申し上げます。</p>
<p>農業委員 1 1 番</p>	<p>地元委員さんの説明・現地調査委員さんの報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>

議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 14ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第13号、農地法第5条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明をいたさせます。</p>
議 長	<p>ご説明いたします。農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。以上でございます。</p>
事務局	<p>続いて、最適化推進委員4番 牛島由美子委員さんご説明をお願いします。</p>
議 長	<p>推進委員4番が、1番について説明いたします。場所につきましては、津江にある馬場市助商店から南東に250mほど進んだ農地になります。（議案書朗読）隣接する農地は譲渡人の農地なので不要です。水利の承諾もとれており、排水に関しても問題は無いと思います。よろしくをお願いします。。</p>
推進委員 4番	<p>現地調査委員の農業委員12番 牛嶋徹也委員さんご報告をお願いします。</p>
議 長	<p>農業委員12番が、1番について説明いたします。2月26日に現地調査を行った結果、生活雑排水については合併処理浄化槽により処理され、東側道路側溝へ排水されます。雨水についても自然流下により、東側道路側溝へ排水されますので、隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。以上でございます。</p>
農業委員 12番	<p>事務局と地元委員さんの説明及び現地調査委員さんの報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声あり)</p>

議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて、番号2番を事務局より説明をいたさせます。</p>
議 長	<p>ご説明いたします。農地の区分は、第2種農地と判断します。内容は1番と同じです。以上でございます。</p>
議 長 事務局	<p>続いて、最適化推進委員9番 橋山 渡委員さんご説明をお願いします。</p>
議 長	<p>推進委員9番が、2番について説明いたします。場所につきましては、八女市立見崎中学校から東へ600mほど進んだ農地になります。 (議案書朗読) 隣接する農地の同意はありますし、水利の承諾もとれており、排水に関しても問題は無いと思います。以上でございます。</p>
推進委員 9番	<p>現地調査委員の農業委員12番 牛嶋徹也委員さんご報告をお願いします。</p>
議 長	<p>農業委員12番が、2番について説明いたします。2月26日に現地調査を行った結果、生活雑排水については発生しません。雨水については申請地内に新設されます水路を通り、北側水路へ排水されますので、隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。以上でございます。</p>
農業委員 12番	<p>事務局と地元委員さんの説明及び現地調査委員さんの報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて、番号3番を事務局より説明をいたさせます。</p>

議 長	<p>ご説明いたします。農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。以上でございます。</p>
議 長 事務局	<p>続いて、最適化推進委員1番 馬場康浩委員さんご説明をお願いします。</p>
議 長	<p>推進委員1番が、3番について説明いたします。場所につきましては、福岡法務局八女支局から西に150mほど進んだ農地になります。(議案書朗読) 隣接する農地の同意もありますし、水利の承諾もとれており、排水に関しても問題は無いと思います。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
推進委員 1番	<p>現地調査委員の農業委員12番 牛嶋徹也委員さんご報告をお願いします。</p>
議 長	<p>農業委員12番が、3番について説明いたします。2月26日に現地調査を行った結果、生活雑排水については公共下水道により処理されます。雨水については自然流下により、南側道路側溝へ排水されますので、隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。以上でございます。</p>
農業委員 12番	<p>事務局と地元委員さんの説明及び現地調査委員さんの報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて、番号4番を事務局より説明をいたさせます。</p> <p>ご説明いたします。農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。以上でございます。</p>
<p>議 長</p> <p>推進委員</p> <p>2 番</p>	<p>続いて、最適化推進委員2番 隈本弘文委員さんご説明をお願いします。</p> <p>推進委員2番が、4番について説明いたします。申請地の場所につきましては、八女市立長峰小学校から南に100mほど進んだ農地になります。（議案書朗読）隣接する農地は譲渡人の農地なので不要ですし、水利の承諾もとれており、排水に関しても問題は無いと確認しております。よろしくをお願いします。。</p>
<p>議 長</p> <p>農業委員</p> <p>8 番</p>	<p>現地調査委員の農業委員8番 溝尻 修委員さんご報告をお願いします。</p> <p>農業委員8番が、4番について説明いたします。2月26日に現地調査を行った結果、生活雑排水については合併処理浄化槽により処理され、南側水路へ排水されます。雨水についても申請地内の雨水枡を通り、南側水路へ排水されますので、隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局と地元委員さんの説明及び現地調査委員さんの報告が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p> <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p>
	<p>続いて、番号5番を事務局より説明をいたさせます。</p> <p>ご説明いたします。農地の区分は、第1種農地と判断します。内容</p>

議 長	は4番と同じです。以上でございます。
議 長	続いて、最適化推進委員2番 隈本弘文委員さんご説明をお願いします。
事務局	推進委員2番が、5番について説明いたします。場所につきましては、八女市立長峰小学校から南に100mほど進んだ農地になります。
議 長	(議案書朗読) 隣接する農地の同意はありますし、水利の承諾もとれており、排水に関しても問題は無いと思います。以上でございます。
推進委員 2番	現地調査委員の農業委員8番 溝尻 修委員さんご報告をお願いします。
議 長	農業委員8番が、5番につきまして、2月26日に現地調査を行った結果をご報告いたします。生活雑排水については合併処理浄化槽により処理され、東側道路側溝へ排水されます。雨水についても申請地内の雨水枡を通り、東側道路側溝へ排水されますので、特段問題はないと確認いたしております。以上でございます。
農業委員 8番	事務局と地元委員さんの説明及び現地調査委員さんの報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声あり) 異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 15ページをお願いします。
議 長	続いて、番号6番を事務局より説明をいたさせます。 ご説明いたします。農地の区分は、第1種農地と判断します。内容は4番と同じです。以上でございます。
議 長	続いて、農業委員15番 鶴木利通委員さんご説明をお願いします。
議 長	

事務局	<p>農業委員 15番、6番について説明いたします。申請の場所は、立花町白木の県道八女・玉名線にあります今屋敷バス停の60m手前を左折し、700mほどはいった松尾農園グループの敷地のすぐ手前のところにあります。（議案書朗読）隣接農地の同意もありますし、水利委員の承諾もとってあります。ほかの農地への用水の影響や、排水に関しても問題ないと思います。よろしく願いいたします。</p>
議長	
農業委員	
15番	<p>現地調査委員の最適化推進委員 35番 塩塚義治委員さんご報告をお願いします。</p>
議長	<p>推進委員 35番、6番について報告いたします。2月25日に現地調査をおこないました。排水については、雨水のみで、自然流下、北側に水路がありますので、隣接地への影響や、ほかにも問題はないと確認いたしております。よろしく願いいたします。</p>
推進委員	<p>この案件には、顛末書が提出されておりますので、事務局より顛末書の朗読及び説明をいたさせます。</p>
35番	<p>それでは、顛末書について朗読いたします。</p>
議長	<p>この度、農地法第5条の申請をしております申請地の農地については、農地法の許可を受けずに、平成16年より一部通路用地として使用していたことが判明いたしました。</p>
事務局	<p>この土地については、すでに亡くなった父が、農地法の許可を受けずに平成16年に河川の対岸にある農業用施設に侵入するために、河川に架かる橋梁と公共道路をつなぐための道路用地としておりました。本来なら、転用許可を受け使用すべきでありましたが、農地法に対する認識不足によりこの様な結果をまねいてしまいました。今後は、農地法を遵守し、この様な違反行為をしないよう十分注意いたしますので、申請を許可くださいますようお願いいたします。</p>
	<p>地元委員さんの説明及び現地調査委員さんの報告並びに事務局からの顛末書の朗読・説明が終わりました。質疑を行います。</p>
	<p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>

議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。
議 長	以上で議案の審議は全部終了いたしました。 これをもって、本日の会議を終了いたします。大変お疲れさまでした。
議 長	(閉会宣言 2時59分)
議 長	平成31年3月5日
議 長	議 長 20番 21番